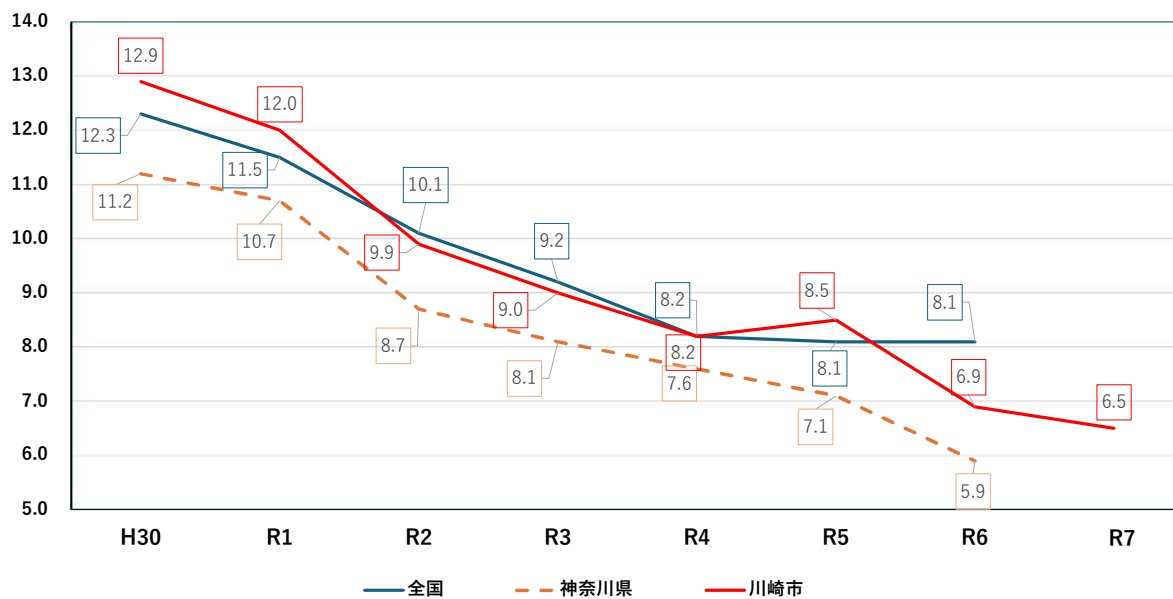


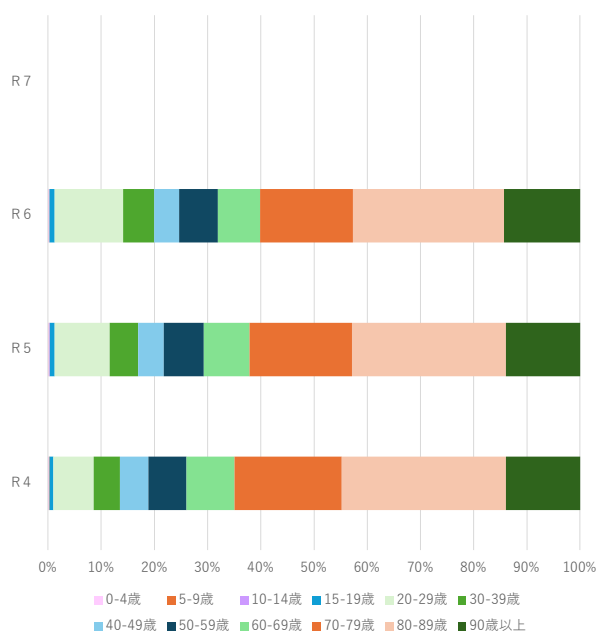
川崎市の結核の現状

2026年7月現在

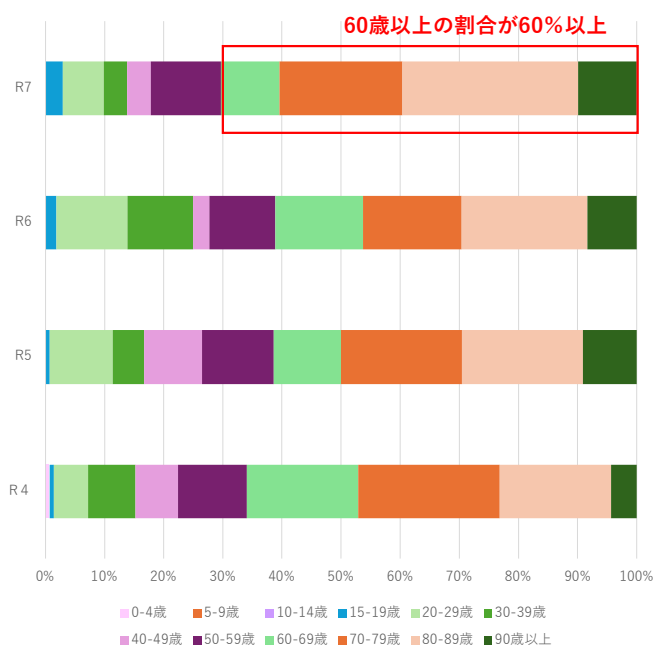
結核罹患率（人口10万人あたり）



全国 新規登録割合



川崎市 新規登録割合



～川崎市からのお願い～

令和8年度結核定期健康診断の実施及び報告について

結核は現在も国内で発生している感染症であり、高齢者施設等においては、入所者や職員への感染拡大につながるおそれがあります。川崎市においても毎年結核患者が発生しており、結核の早期発見及び感染拡大防止のため、結核定期健康診断の実施が重要です。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、事業者及び施設の長には結核に係る定期健康診断の実施及び結果報告が義務付けられています。

従事者を対象とした定期健康診断及び結果報告に加え、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業に係る施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等）においては、65歳以上の入所者を対象とした定期健康診断及び結果報告も必要です。

川崎市では、市内の結核定期健康診断の実施状況を把握し、今後の結核対策に活用するため、各施設からの結果報告をお願いしています。結核の早期発見及び感染拡大防止のため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

【報告に当たってのお願い】

- ・健康診断を実施した場合は、実施結果を御報告ください。
- ・年度内に対象者がいなかった場合や、やむを得ない事情により健康診断を実施できなかった場合も、受診者数0として報告書を御提出ください。

胸部X線検査の実施と報告が義務づけられています

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第53条の2に基づき

①すべてのスタッフ(雇用形態や職種を問いません)への健診が義務づけられています。

②65歳以上の入所者に対して、事業所は健診を実施する義務があります。

胸部X線検査の未受診
精密検査結果の未確認



結核発見が遅れる

結核
重症化



結核発見が遅れる

高齢者は、咳・発熱・痰など
特異的な症状が出にくい



無気力・食欲低下など

提出先及び提出方法

所在地の区役所地域みまもり支援センター衛生課あてに結核健康診断報告書を、
原則オンラインにてご提出ください。なお、オンラインによる提出が困難な場合は、郵送、
FAX又は区役所窓口への持参による提出も可能です。

川崎区役所：〒210-8570 川崎区東田町8

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/1694459>

TEL 044-201-3204 FAX 044-201-3291

幸 区役所：〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/1691795>

TEL 044-556-6682 FAX 044-556-6659

中原区役所：〒211-8570 中原区小杉町3-245

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/287090>

TEL 044-744-3280 FAX 044-744-3342

高津区役所：〒213-8570 高津区下作延2-8-1

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/1692874> (9月1日公開予定)

TEL 044-861-3332 FAX 044-861-3308

宮前区役所：〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/321368>

TEL 044-856-3265 FAX 044-856-3274

多摩区役所：〒214-8570 多摩区登戸1775-1

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/1695313>

TEL 044-935-3310 FAX 044-935-3394

麻生区役所：〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1

オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/341064>

TEL 044-965-5163 FAX 044-965-5204

提出期限

対象者への健診を実施し、結果を確認した月の翌月まで

(健診を複数回実施する場合は、すべての健診が終了した後にまとめて御報告いただけます。)

※健診を実施していない月の報告は不要です。ただし、年度内に事情により一度も実施できなかった場合は、受診者数0として報告書をご提出ください。

川崎市健康福祉局感染症対策課

電話 044-200-2439

＜定期健康診断の実施対象者等＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)より

実施者	対象施設			対象者	実施時期	検査項目	備考
① 事業者	医療関係	病院		業務に従事する者 (事業主、非常勤も 含みます。)	毎年度 1 回	胸部エックス 線検査等	[検査の実施] 事業主等が医療機 関等で実施する場 合のほか、当該事 業主以外の者によ り実施された健康 診断についても事 業主が実施したも のとなされます。
		診療所					
		助産所					
	学校関係	小学校					
		中学校					
		高等学校					
		大学					
		大学院					
		専修学校					
		各種学校					
	施設関係	介護老人保健施設（介護保険法）					
		介護医療院（介護保険法）					
		社会福祉法 で規定する 第一種社会 福祉事業	救護施設（生活保護法）				
			更生施設（生活保護法）				
生計困難者を収容して生活扶 助を行うことを目的とする施 設（生活保護法）							
養護老人ホーム（老人福祉法）							
特別養護老人ホーム （老人福祉法）							
軽費老人ホーム（老人福祉法）							
障害者支援施設 （障害者総合支援法）							
女性自立支援施設 （女性支援新法）							
② 学校長	学校関係	高等学校	学生又は生徒	入学した年 度 1 回			
大学							
大学院							
専修学校							
各種学校							
③ 施設長	施設関係	社会福祉法 で規定する 第一種社会 福祉事業	救護施設（生活保護法）	施設に収容されて いる 65歳以上 の者	65歳に達す る日の属す る年度以降 毎年度 1 回		
			更生施設（生活保護法）				
			生計困難者を収容して生活扶 助を行うことを目的とする施 設（生活保護法）				
			養護老人ホーム（老人福祉法）				
			特別養護老人ホーム （老人福祉法）				
			軽費老人ホーム（老人福祉法）				
			障害者支援施設 （障害者総合支援法）				
			女性自立支援施設 （女性支援新法）				

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）関係条文

第53条の2（定期の健康診断）

1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。（以下 略）